一般事業主行動計画の策定について

次世代育成支援対策法に基づき、仕事と子育ての両立を図り、職員の働きやすい環境を作るために必要な雇用環境の「一般事業主行動計画」を当組合で策定いたしましたので、公表いたします。

記

一般事業主行動計画

1. 計画期間

令和 6 年 7 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日(3 年間)

2. 内容

目標１　継続して年次有給休暇の取得を促進する。

＜対策＞

有給取得率を上げるため、半日休取得推進月間を作る等、職員が取得しやすい環境を作り、最大 40 日の有給休暇について、年間 18 日以上の取得（取得率 45%、月 1.5 回以上の取得）を目標とする。

目標 2　育児時短勤務の期間延長の取り組み

＜対策＞

「育児時短時間勤務」を延長してほしいとの意見を反映し、育児と仕事の両立ができる働きやすい環境を整える。

- 経験値の高い労働力を確保
- 育児による離職をふせぐ
- 「3 歳に達するまで」から「小学校就学の始期に達する日まで」の期間延長により選択肢の充実

目標 3　企業主導型保育施設の利用を促進する。

＜対策＞

多様で柔軟性のある保育サービスを提供する「企業主導型保育園」の利用により職員の育児と仕事の両立を促すことを目標とする。

- 職場環境の整備となる
- 経験値の高い労働力を確保
- 待機児童対策に貢献

附　則

この行動計画は、令和 6 年 7 月 1 日より施行する。

令和 3 年 7 月 1 日

大阪市農業協同組合

女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍、また働きやすい職場環境を作るために必要な雇用環境の「一般事業主行動計画」を当組合で策定いたしましたので、公表いたします。

記

一般事業主行動計画

1. 計画期間

令和６年７月１日～令和９年６月 30 日(3 年間)

2. 内容

目標１　女性渉外担当者の登用

＜対策＞

多様な意思反映とジェンダー平等を構築するため、渉外担当者志望の女子職員を募り、男性渉外担当者のみの現況から女性渉外担当の登用を目指す。

附　則

この行動計画は、令和６年７月１日より施行する。

令和６年７月１日

大阪市農業協同組合